

環 自 第 124 号 令和3年5月14日

静岡県環境審議会 会長 千賀 康弘 様



鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定について(諮問)

鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項(鳥獣保護区特別保護地区の指定)及び同法第 12 条第 6 項(狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定)において準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づき、別記のとおり諮問します。

1 県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定

(1) 概要

ア 名 称:県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区

イ 区 域: 県立森林公園鳥獣保護区北西端部の、県道熊小松天竜川停車場線、 森林公園内西ノ谷奥池、林道尾野線等に囲まれる地域

ウ 面 積:35 ヘクタール

エ 存続期間:令和3年11月1日から令和13年10月31日まで(10年間)

オ 概 要:県立森林公園鳥獣保護区の中にあり、天竜奥三河国定公園の特別 地域にもなっている。森林と池からなる環境は森林公園の中でも特 に鳥獣の生息の好適地である。カワセミやカモ類が多数生息してい る。

(生息する主な鳥獣)

鳥類:アカゲラ、イカル、ウグイス、オオルリ、カケス、カルガモ、カワセミ、コガモ、サンコウチョウ、ツグミ、ヒガラ、ホオジロ、メジロ 等

獣類:キツネ、タヌキ 等

カ 経 緯:昭和48年 特別保護地区に指定

(2) 指定の理由

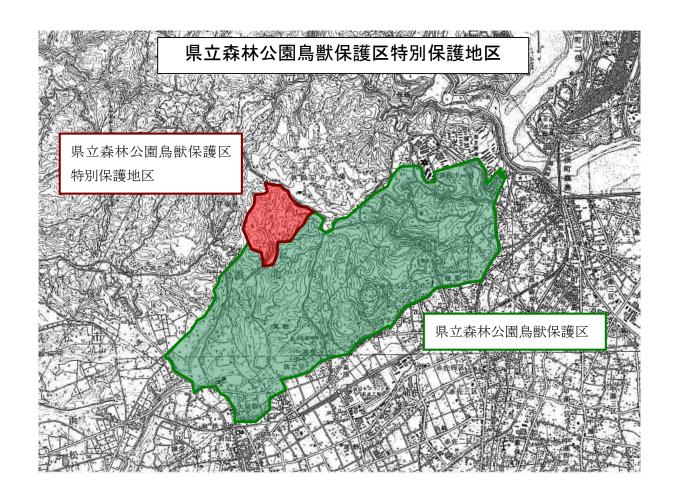
市街から近く、自然に触れ合うことのできる地域として、引き続き野生鳥獣の生息環境の保護を図るため、鳥獣保護区特別保護地区として再指定する。

(3) 過去の有害鳥獣捕獲の状況(過去3ヵ年)

ア 有害鳥獣捕獲許可件数

なし

イ 加害鳥獣の種名(被害作物、樹木名等) なし



2 桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

ア 名 称: 桜木上垂木狩猟鳥獣 (イノシシ・ニホンジカを除く。) 捕獲禁止区 域

イ 区 域:掛川市の北西部に位置し、桜木地区、原谷地区、原田地区等から 成る地域

ウ 面 積:1,090 ヘクタール

エ 存続期間:令和3年11月1日から令和6年10月31日まで(3年間)

オ 概 要:当該地域は掛川市の北西部に位置し、市の西端を南下する二級河 川原野谷川の左岸一帯から市の中央部までの地域である。区域の 70%は、スギ・ヒノキを中心とした人工林と雑木林が混交して生育 する林野である。主要道路沿線には農耕地が広がり、その中に住宅 等が点在する。

当該地域は数多くの鳥獣類が生息しており、中でもオオタカやクマタカ、サンコウチョウの繁殖地であることが確認されている。また、点在するため池は、オシドリの生息地にもなっている。

(生息する主な鳥獣)

鳥類:アオバズク、オオタカ、オシドリ、カワセミ、クマタカ、サシバ、サンコウチョウ、ハイタカ、ハチクマ、フクロウ、ミ

ゾゴイ 等

獣類:キツネ、タヌキ、ホンドリス、ムササビ 等

カ 経 緯:平成11年 鳥獣保護区に指定

平成21年 狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定

平成24年、27年、30年 狩猟鳥獣捕獲禁止区域に再指定

(2) 指定の理由

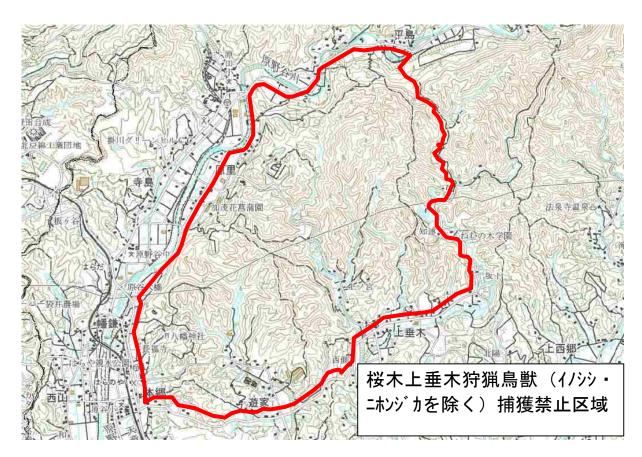
狩猟鳥獣 (イノシシ・ニホンジカを除く。) 捕獲禁止区域の指定後 12 年が経過 したが、イノシシの被害は未だ減少していないことから、狩猟鳥獣捕獲禁止区 域として再指定する。

- (3) 過去の有害鳥獣捕獲の状況(過去3ヵ年)
 - ア 有害鳥獣捕獲許可件数

12 件

イ 加害鳥獣の種名(被害作物、樹木名等)

イノシシ、ニホンジカ(茶園、水稲、竹の子、里芋、さつま芋、野菜畑等)



3 鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定までの事 務処理(案)

(1) 審議会での審議(鳥獣保護管理法第29条第4項及び第12条第6項(第4条 第4項を準用)関係)

静岡県環境審議会(第1回)へ諮問(6月) 鳥獣保護管理部会での審議(7月) 静岡県環境審議会(第2回)から答申(9月)

(2) 県公報による告示 名称、区域、存続期間の告示(10月末まで)

(3) 環境省への届出(第29条第4項及び第12条第4項関係) 静岡県環境審議会への諮問書(写)及び環境審議会の答申(写)